

---

# 仙台市結婚新生活支援補助金

## 対象となる住宅の“購入費用”について

---

### 1. 住宅の購入費用について

- 対象となる費用：「建物代」のみ
- 対象とならない費用の例：「土地購入代」「住宅ローンの手数料」
- 婚姻日から起算して1年以内に取得した住宅が対象です。
- 「住宅メーカー（売主）への一括払い」と「金融機関へのローン払い」のいずれも対象となりますが、両方を申請することはできません。

### 2. 住宅の購入費用に関する Q&A

#### Q① 婚姻前の住宅購入は対象になりますか？

A① 対象になります。ただし、婚姻を機とし、婚姻日から起算して1年以内に取得した（引き渡しを受けた）もので、婚姻した年度内に支払いをした費用に限ります。取得日の確認のため、引き渡し証明書等を提出してください。

#### Q② 婚姻後に単身赴任などで別居する場合に生じる賃料（家賃）等は対象になりますか？

A② 対象になります。ただし、主たる生活拠点となっている住宅は、仙台市内に所在する必要があるため、当該住宅に係る賃料（家賃）等のみが対象となります。

#### Q③ 新しく購入・賃借した住宅に親族（親など）と同居する場合の費用は対象になりますか？

A③ 対象になります。この場合も所得の計算は親族の所得を含めず、夫婦の所得のみで行います。ただし、住宅の購入や賃借の契約名義が、申請する夫婦のいずれかの名義になっており、かつ、費用の支払いを夫婦のいずれかが行っている場合に限ります。

なお、引越費用については、親族が購入・賃借している住宅であっても、夫婦のいずれかが支払っていれば対象になります。

**Q④ 親族が保有する物件を賃借または取得した場合は対象になりますか？**

A④ 対象になります。ただし、住宅賃借や住宅取得のための契約書により内容が客観的に確認でき、これらに係る費用の支払いを夫婦のいずれかが行っていることが必要です。

**Q⑤ 住宅に係る他の補助制度を受けていますが、仙台市結婚新生活支援補助金と併用できますか？**

A⑤ 下記の補助制度を受けている場合は併用できません。また、仙台市結婚新生活支援補助金の申請後に下記制度へ申請する場合も併用できません。ただし、住宅のリフォームについては、請負工事契約が別かつ工期が別である場合は、併用可能です。

- ・ こどもみらい住宅支援事業
- ・ 地域型住宅グリーン事業
- ・ ネット・ゼロ・エネルギーハウス実証事業
- ・ 戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギーハウス（ZEH）化等支援事業及び集合住宅の省CO2化促進事業
- ・ こどもエコすまい支援事業
- ・ 長期優良住宅化リフォーム推進事業
- ・ 住宅・建築物安全ストック形成事業
- ・ 次世代省エネ建材支援事業
- ・ 既存住宅における断熱リフォーム支援事業
- ・ 住宅エコリフォーム推進事業
- ・ 住宅・建築物省エネ改修推進事業
- ・ 高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金
- ・ 住宅の断熱性能向上のための先進的設備導入促進事業

また、下記制度を申請する場合、仙台市結婚新生活支援補助金の申請に制限がかかります。なお、仙台市結婚新生活支援補助金の申請に制限がかからない場合であっても、下記制度の申請可否については各制度の担当窓口にて別途確認してください。

- ・ 仙台市若年・子育て世帯住み替え支援事業を申請する場合  
→仙台市結婚新生活支援補助金では住宅の取得費用を申請できない
- ・ せんだい健幸省エネ住宅補助金（新築向け）  
→仙台市結婚新生活支援補助金では住宅の取得費用を申請できない
- ・ 仙台市戸建木造住宅耐震改修工事補助金  
→仙台市結婚新生活支援補助金では住宅のリフォーム費用を申請できない

ここに記載のない補助金を申請している場合は個別の確認が必要ですので、お問い合わせください。

**Q⑥ 契約名義人が夫婦の親であり、夫婦が親に賃貸借費用や住宅取得費用相当分を支払っている場合や、夫婦のいずれかの名義の口座から賃貸借費用や住宅取得費用相当分が引き落とされている場合は、対象になりますか？**

A⑥ いずれの場合も対象になりません。

**Q⑦ 住宅が建築中である等の理由で申請をする住宅に夫婦の住民票を置いていない場合、申請することはできますか？**

A⑦ 申請できません。申請するためには、当該住宅を取得済であり、かつ住民票を当該住所に置く必要があります。

**Q⑧ 住宅取得費用やリフォーム費用について、金融機関へのローン払いをしている場合、対象になりますか？**

A⑧ 対象になります。ただし、ローン契約に基づく支払いに限ります。

**Q⑨ 住宅取得の際、建物と土地を一体のものとして購入（建売分譲住宅等）し、代金を区分することができない場合の取扱いは、費用をどのように計上すればよいですか？**

A⑨ 不動産の登記において、建物、土地それぞれ取得価格を登録しているため、建物に係る代金と土地に係る代金は区分することができます。売主等に確認し、建物代のみを補助対象費用としてください。